

第 1 7 回 三 番 瀬 再 生 会 議

議 事 録

日時 平成 1 9 年 1 月 3 1 日 (水)
午後 6 時 05 分 ~ 午後 9 時 00 分
場所 アパホテル東京ベイ幕張ホール 2 階会議室

目 次

| | |
|--|-----|
| 1 . 開 会 | 1 |
| 2 . 議 事 | 4 |
| (1) 三番瀬再生のこれまでの経緯について | 5 |
| (2) 平成 1 9 年度千葉県三番瀬再生実施計画 (案) について | 6 |
| (3) 平成 1 9 年度三番瀬再生会議の開催日程 (案) について | |
| (4) 報告事項について | |
| ・三番瀬フェスタの開催について | 3 3 |
| 3 . 閉 会 | 3 5 |

総合企画部参事 定刻となりましたが、知事の到着が若干遅れておりますので、この間を利用して、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

次第 その裏面に委員名簿がございます。

資料 1 - 1 三番瀬再生のこれまでの経緯について（1 ページ）

資料 1 - 2 千葉県三番瀬再生計画（基本計画）の策定について
（2 ～ 5 ページ）

資料 1 - 3 第 15 回から第 16 回までの再生会議結果（6 ～ 9 ページ）

資料 3 平成 19 年度三番瀬再生会議の開催日程について（案）

また、別綴じになりますが、

資料 2 平成 19 年度千葉県三番瀬再生実施計画（案）

資料 2 - 2 平成 19 年度三番瀬自然環境調査事業の概要（案）

資料 2 - 3 平成 19 年度市川市塩浜護岸改修事業の概要について

資料 4 - 1 三番瀬において調査等を実施する場合に必要な手続きについて

資料 4 - 2 三番瀬フェスタ 2006 Part 2 の実績及び三番瀬展の開催について

そして、このフェスタ実行委員会からの関連資料として、三番瀬展のチラシと、折りたたみとなっているカラーのパンフレットをお配りしてございます。

以上です。

それでは、いましばらく開会までお待ちいただきたいと思います。

1 . 開 会

総合企画部参事 ただいまから第 17 回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

本日は、委員 22 名の皆様全員の出席をいただいておりますので、会議の開催に必要な委員の半数を充足しておりますことをまず御報告申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、堂本千葉県知事から御挨拶を申し上げます。

堂本知事 皆様、こんばんは。そして、新しいメンバーでのスタートということでございますが、全員の方の御出席をいただいているということで、本当に感謝をしたいと思います。

三番瀬再生会議は、16 年 12 月に設置されてから、早いものでございます、もう 2 年が経ってしまいました。そういう中で、2 期目の最初の会議ということでございますけれども、お手元に委員の委嘱状を置かせていただいておりますので、新しく委員になってくださいます方、また再任で再び委員として御意見をいただきます方、今後ともよろしく願いを申し上げます。

ところで、三番瀬については、今までの埋立計画を一旦白紙に戻して徹底した情報公開ということで、円卓会議から、そして再生会議へと会議を重ねていただきましたけれども、その間に、多分、皆様も、そして私自身も想像がつかないような形での深まりとか展開と

か、いろいろあったように思っております。目標を定めた基本計画、それから具体的な再生のための事業を定めた事業計画等について熱心に御審議をいただきましたことに御礼を申し上げますと同時に、それをまたずっと続けていただきたい。再生会議の意味ということが、この三番瀬の一番大事なポイントだと思っております。

三番瀬の埋立をやめたということ自体が大きな変化でございました。それだけに、三番瀬の三つの市、浦安や市川や船橋、習志野も加わって四つですね、市の計画の中でますますいい形で三番瀬がこれから一步一步着実に事業が進んでいくことを期待しております。また、当事者のほうとしては進めてもいきたいという形で、皆様に、将来、「ああ、やっぱり再生会議の決定でよかったのだ」と言っていたような、そんなまちづくりに、そして海辺の、瀬の、干潟の再生がいい形でできるだけ実現するようにと願っております。

きょう、ちょうど 19 年度の当初予算を発表いたしました。その中に、市川市の塩浜護岸の改修事業、三番瀬漁場の再生、そして三番瀬自然環境調査等を引き続き進めること、そして三番瀬再生国際フォーラムの開催や、NPO の活動支援の充実といったような予算を発表させていただきました。あとは 2 月議会で御審議いただきまして、最終的に決定させていただきたいと思っております。

このように、三番瀬の再生は計画づくりから一歩進みまして、基本計画で掲げた生物多様性の回復、海と陸との連続性の回復、そして漁業の生産力の回復など、再生の実現に向かう大切な時期を迎えていると思います。

先日、IUCN の主催する会議に出ましたら、生物多様性の COP10 が日本に来ることが本決まりになって、名古屋で開かれるということですが、あまり生物多様性というのは日本では広く広がらなかったように思います。どちらかという温暖化の問題のほうがクローズアップされてこのところずっとまいりましたが、やっとそういった時期を迎えたのかなという感想を持ちました。それはシンポジウムだったのですが、そこでも三番瀬のことを紹介させていただきました。生物多様性国家戦略、世界的に通用するそういった国家戦略づくりというテーマだったのですが、一番私として大きな仕事は三番瀬の問題だったのだということもその中でも話させていただきました。

再生会議、きょう大西先生がいらっしゃいますが、また、ぜひ引き続き会長としてお働きいただけたらうれしいと思います。よろしく願い申し上げます。

また、きょうも傍聴席に大勢いらしてくださっていること、大変うれしく思っております。地元の地域住民の皆様が再生会議を支えてくださっていると思いますし、あと国や市や、スタッフのみんなという形でこの再生会議はますます意味のある存在になっていくものと思っております。皆様に十分御発言をいただいて、より議論を深めていただきたい。そして御協力いただけるようお願いして、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。(拍手)

総合企画部参事　それでは、ここで大西隆会長に御挨拶をお願いいたします。

大西会長　ただいま堂本知事さんの御指名で、今期、第 2 期の再生会議ということになりますが、会長役をお引き受けいたします大西です。改めてどうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様の左手のところに書類が何種類か積んでありますが、これがこれまでの再生会議、円卓会議の成果ということになります。一番下に冊子になっている円卓会議の再生計画案があって、その上に基本計画、これは今年の 12 月に正式に県として決めていただいたも

のであります。その上に2種類、事業計画の素案、これは昨年3月末に諮問としていただいたものですが、さらにそれを再生会議で議論いたしまして、昨年11月に答申としてお出ししたものが一番上に乗っていると思います。

きょうは、この上に実施計画の議論をするということになります。これで計画が全部揃う。まだ県の正式なものになっていないものもありますが、全部揃うということになります。皆さんよく御存知の環境の分野では、PDCA 計画をつくって、実施して、点検して、さらに計画を練り直して進んでいくという概念が導入されております。その言葉、概念を借りれば、最初の Plan というところが大体固まりつつある。特にきょうの議論の中で実施計画を決めると、いよいよ Do (実施) のところが本格的にスタートするということでもあります。既に幾つか、例えば護岸については前倒しで実施計画を決めておりますので事業が行われているところでありますが、きょうの議論の結果、全面的に三番瀬再生のいろいろな事業が本格的に行われるということになります。

そこで、これまでの円卓会議、第1期の再生会議で、そうした計画をつくるという意味で皆さんの御協力で成果を上げたと思いますが、今期何をするのかということでもあります。PDCA で言えば、Check、つまり点検というところが今期の再生会議の大きな役割になるのではないかと思います。点検というと進行管理という内容も含むと思いますが、計画が計画どおり行われているかどうかを点検する、進行管理するというのも非常に大事ですが、この三番瀬の再生では、つくった計画を実施することが「三番瀬の再生」という大きな目標に合っているのかどうか、その大きな目標を実現するためにそうした事業が行われていると言えるのかどうか、そうしたかなり根本的な観点から点検することが必要になるのではないかと。大きな目標については、先ほど堂本知事さんが御紹介になった三番瀬の基本計画の中にも五つの目標として掲げているわけですが、そうした目標に照らして一つ一つの事業がプラスの方向に向かっているのかどうかという観点から点検していく必要があると考えるわけです。その意味では、通常の事業が予定どおり行われているかというチェックにとどまらない、それ以上に根本的な目標に照らしたチェックということが大事になってくるかと思います。

評価委員会の皆さんにも、ぜひそこではきちんとした科学的な評価をしていただきたいし、それをこの再生会議にフィードバックしていただいて、みんなで議論していくということを、今期の課題としていきたいと思っております。

それから、もう一つだけ付け加えますと、この三番瀬の再生は、この再生会議の議論だけでは当然できないわけでありまして、三番瀬に関わる自治体はもとより、多くの県民の方の協力、県民運動としてこの三番瀬の再生が広がっていく必要があると思っております。そのために幾つかの事業を県のほうで用意していただいておりますが、三番瀬再生会議のメンバーの方もその中で、委員としてではなくて、県民のいわばリーダーとして積極的に活動していただくことによって、県民活動の輪を広げていきたいと思っておりますので、その点でもぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、引き続き再生会議の副会長には吉田先生にお願いしたいと思っておりますので、私と吉田先生、協力して会議の運営に努めてまいりたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

総合企画部参事　　どうもありがとうございました。

今日は再生会議の第2期目の最初の会議でございますので、私から委員の皆様を御紹介いたします。お手元の名簿に沿って、お名前のみ紹介させていただきます。

大西会長には、ただいま御挨拶をちょうだいいたしました。

ただいま大西会長から副会長にと御指名のございました、副会長・吉田正人委員です。

細川恭史委員です。

蓮尾純子委員です。

倉阪秀史委員です。

清野聡子委員です。

遠藤茂勝委員です。

張 成年委員です。

宮脇 勝委員です。

工藤盛徳委員です。

歌代素克委員です。

本木次夫委員です。

木村幸雄委員です。

岡本孝夫委員です。

後藤 隆委員です。

藤本 勲委員です。

松崎利光委員です。

大野一敏委員です。

上野菊良委員です。

竹川未喜男委員です。

三橋福雄委員です。

佐藤フジエ委員です。

委員の皆様は以上でございます。

なお、オブザーバーとして、個々の皆様の紹介は省略いたしますが、水産庁、国土交通省、環境省、また市川市、船橋市、習志野市、浦安市の皆様にも御出席いただいております。ありがとうございます。

紹介は以上でございます。皆様、どうぞよろしく願います。

それでは、これから会議に入ります。会議の進行は大西会長に願います。よろしく願います。

2. 議 事

大西会長　　はじめに、きょうの会議開催結果の確認を担当していただく方を決めます。

今回は、細川委員と歌代委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

きょうの主な議題は、1番目に三番瀬再生のこれまでの経緯について確認をいたしまして、2番目に平成19年度三番瀬再生実施計画(案)について、3番目に平成19年度三番瀬再生会議の開催日程について、4番目に報告事項として、三番瀬における調査等を行う

場合に必要の手続きについて、三番瀬フェスタについて、それから「その他」です。この順に沿って議事を進めてまいります。

(1) 三番瀬再生のこれまでの経緯について

大西会長　　まず、議題(1)三番瀬再生のこれまでの経緯について、県から説明をお願いします。

三番瀬再生推進室　　議題(1)三番瀬再生のこれまでの経緯について、そして前回までの再生会議の概要まで、再生会議の「次第」の後ろについている資料 1 - 1、1 - 2、1 - 3 に基づいて説明したいと思います。

1 ページを開いていただきますと、資料 1 - 1 「三番瀬のこれまでの経緯について」ということで、簡単に時系列で整理しております。先ほど知事挨拶がございましたし、大西会長にも整理していただきましたが、改めて簡単に経緯をこの表で説明いたします。

先ほどの知事挨拶にもございましたように、平成 13 年に埋立計画を白紙に戻して、情報公開と住民参加による再生計画づくりということで、14 年 1 月に円卓会議を設置いたしました。2 年を経て、16 年 1 月に円卓会議から再生計画案を県に提案いただきました。その後、県の計画をつくるために、知事の諮問機関であるこの再生会議を 16 年 12 月 27 日に設置して、17 年 4 月に先ほど説明がありました基本計画の素案を諮問させていただきました。そして、6 月 30 日に素案の答申をいただきまして、いただきました素案の答申に基づいて県案を修正し、パブリックコメントを 8 月に実施したところです。

基本計画については、その後、県議会のほうで三番瀬問題特別委員会が設置されましたので、その議論を経て、18 年 10 月に特別委員会からの報告がございまして、それを受けて、議会の議論、またパブリックコメントの意見等を踏まえて、県として、昨年 12 月 20 日に基本計画、県の計画を確定させたところでございます。

基本計画の話を中心にさせていただきますと、2、3 ページは基本計画を確定したときの報道発表資料です。皆さん御存知のとおりですので説明は省きますが、経緯から重要なポイントについて整理しています。

基本的には答申をそのまま県案としておりまして、その後のパブリックコメントの内容を受けて、4 ページを見ていただきたいのですが、横の 38 ページ、「わかりにくい用語の解説を加えてほしい」という意見がございまして、基本計画の一番後ろに用語の説明資料をつけることにいたしました。

そのほか、広域的な人的ネットワークということで少し幅広いつながりを持つようにということで、「広域的なつながり」ということを加えました。

一番下にあります広報の関係ですが、一番右のアンダーラインを見ていただきたいのですが、「次代を担う子供たちも含めて県民や地域住民も三番瀬の再生への関心、理解を深めるとともに」を追加いたしました。

また、その下、「国際化時代を踏まえて外国の方々にもわかりやすい広報の工夫も必要です」ということ、そのほか「情報公開」とか「情報の提供」という言葉を一部追加して、昨年 12 月 20 日に確定させたところでございます。

また 1 ページの表に戻っていただきまして、事業計画のほうですが、先ほど会長さんか

らもありましたように、昨年、18年3月28日、県のほうからこの再生会議に事業計画の素案を諮問いたしました。パブリックコメントについては、再生会議の議論と並行したほうがいいという意見がございまして、あわせてパブリックコメントを実施し、5回にわたる議論をいただきまして、昨年11月7日に素案に対する答申をいただいたところです。

事業計画については、今現在、答申に基づき庁内での検討、関係機関との調整を実施しているところで、それらを踏まえまして、また県議会の議論やパブリックコメントの意見を踏まえて、なるべく早く、2月なり3月ぐらいまでには確定させたいと考えているところです。答申では九つの事業を新たに新規提案いただきまして、それらも含めて検討しているところでございます。

続きまして、前回までの会議結果を報告いたします。議論の継続性ということから前回までの会議結果も報告することになっておりますが、6ページ以下、第15回、第16回の再生会議結果を掲載しております。

第15回については前回報告していますので、8ページ、第16回について簡単に説明いたします。

第16回は、11月21日に開催しました。このときは、昨年5月25日に三番瀬再生会議から評価委員会に「三番瀬の自然環境調査のあり方について」「市川塩浜護岸改修事業のモニタリング手法について」の検討の指示がございまして、その検討結果を前回報告いただきまして、その内容について審議したところでございます。

内容につきましては、自然環境調査のあり方については、基本的には評価委員会の検討結果を採用することとし、さらに幾つかの再生会議としての意見を付け加えました。8ページ下のほうにありますように、実施体制の部分に、漁業者の経験的知見を活用しながら進めること、また、藻類に付着する葉上動物の調査などを加えることを付け加えまして、再生会議として県への意見書としてまとめていただいたところでございます。

塩浜護岸のモニタリングに関しては、評価委員会の検討結果でよろしいだろうということで、付け加えることはございませんでした。

その他、報告事項がありましたが、以上が前回の再生会議の議事内容です。

以上で報告を終わります。

大西会長　ありがとうございます。これまでの時系列的な経過及び前回の議事内容について報告してもらいましたが、何か御質問等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。(発言なし)

(2) 平成19年度千葉県三番瀬再生実施計画(案)について

大西会長　それでは、きょうの議題に入ります。

(2) 平成19年度千葉県三番瀬再生実施計画(案)について、県から説明をしていただきます。

今回の実施計画については、我々の会議の担当事項ではいわゆる重要事項として扱われることとなります。前回までの基本計画と事業計画については、諮問を受けて答申するというので、最後に答申を文書で作成して知事にお渡しするという手続きをとりましたが、今回は、重要事項として説明を受けて、意見を知事に申し上げるという手続きになります。

具体的にどこが違うのか厳密に線を引くのは難しいと思いますが、いずれにしてもここで説明を受けたことについて議論して、特に県のほうに申し上げるべきことがあれば、そこを整理して、もちろん場合によってはそれを文章化してお渡しするという手続きにもなると思います。ということでよろしく願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

三番瀬再生推進室 実施計画について説明申し上げます。

資料2「平成19年度千葉県三番瀬再生実施計画(案)」を御覧ください。

この資料につきましては、非常に量が多いということで、事前に各委員にお送りしてございまして、本日、十分な審議の時間をとるために、説明については一部省略いたしますので、御了解いただきたいと思います。

実施計画については、はじめのリード文と、以下1から12までの節に分けた事業で構成しております。

まずリード文ですが、県では、「千葉県三番瀬再生計画(基本計画及び事業計画)」に基づき、県民、地域住民、漁業関係者、NPO、国、地元市等の多様な主体と連携・協働し、「生物多様性の回復」、以下、基本計画で掲げた五つの目標ですが、この五つの目標を目指して具体的な取組を進めてまいります。

そこで、再生事業を着実に実施するため、19年度に県が実施する事業をまとめた「平成19年度三番瀬再生実施計画」を策定するものでございます。

まず、第1節ですが、「干潟・浅海域」となっております。以降は、事業で定めた12の節に沿ってまとめております。

具体的な事業ですが、「事業名」「事業内容」「担当課」という区分になっております。

上のほうに「1 干潟的環境(干出域等)形成の検討・試験」とございまして、これが事業計画で掲げた事業名です。下のほうに「**新**三番瀬再生実現化推進事業」とございまして、これは平成19年度の県の予算事業名をここに掲げておりまして、新たに19年度予算化するものについては「**新**」と示しております。以下の括弧内の数字、1,300万円となっておりますが、これが19年度当初予算の額でございまして、以下、このように整理してございまして、そのように御覧いただきたいと思います。

それでは「1 干潟的環境(干出域等)形成の検討・試験」「2 淡水導入の検討・試験」ですが、これについては、三番瀬の多様な環境再生の試みとして干潟環境の形成の試験及び淡水導入の試験の実施に向けた試験計画の検討を進めることとしております。また、検討結果を踏まえて先行して取り組む試験については、試験の実施に伴う三番瀬の生態系、漁場環境への事前の影響予測等を行うこととしてございまして。

なお、担当課ですが、この事業については、庁内関係課で検討グループを組織して進めていくということで、担当課のところには「庁内検討グループ」としてございまして。

2ページ、第2節「生態系・鳥類」です。

「1 行徳湿地再整備事業」ですが、これについては、三番瀬との海水交換促進による干出域の拡大や、湿地への淡水導入促進による汽水域化を図る施設の整備内容を検討するための調査を行うこととしております。また、学識経験者、NPO、市川市、県、関係機関等による検討組織を設けて、具体的な検討を進めることとしております。

3ページ、「2 三番瀬自然環境調査事業」です。これは引き続き継続事業で行うもの

ですが、平成 18 年 12 月に再生会議から意見をいただきまして、この意見を踏まえて、生物とそれを取り巻く環境について定期的な調査を行うものです。具体的には、三番瀬海生物現況調査（魚類着底状況）等を調査することとしております。2 番として、三番瀬鳥類生息状況調査として、個体数経年調査等を行うこととしております。なお、この調査の詳細については、別添資料 2 - 2 を付けておりまして、調査の時期、内容等について添付してございます。きょうは時間の関係で説明は省きます。

「3 生物多様性の回復のための目標生物調査事業」です。これは、事業計画において再生会議のほうから提案事業としていただいた事業ですが、県としては、事業計画は確定していないわけですが、来年度、先取りして実施計画に盛り込んで具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

ここに予算額のところに「(千円)」となっておりますが、この「 千円」というのは、具体的な予算措置はしていないということで、具体的には、予算は使わない中で、私どもなり関係機関との調整や検討を行うということで、事業予算としてはないということで御覧いただきたいと思っております。

内容ですが、目標生物の候補選定のための必要な調査に先立ち、三番瀬にかつて生息していた生物及び現在生息している生物について、生息空間ごとに生活史や生息環境条件等を整理することとしております。

4 ページ、第 3 節「漁業」です。

1 番が「豊かな漁場への改善方法の検討」です。こちらについては、三番瀬漁場再生検討委員会での検討をもとに三番瀬の漁場環境を整理・再現した「漁場特性マップ」を完成させるとともに、漁場生産と漁場環境との関係を整理することとしております。また、その結果をもとに、潮の流れの改善と漁場再生の具体化に向けた検討を行うこととなっております。

「2 アオサ対策」ですが、こちらは三番瀬漁場再生事業を新規事業として 19 年度に盛り込むものです。具体的な中身としては、アオサ回収用の自走式潜水トラクター及び回収装置の導入に対し助成を行うというものです。また、アオサ対策としては、従来取り組んでまいりましたアオサの有効利用・処理等に関する事例収集や検討等もあわせて進めることとしてございます。

5 ページ、「3 藻場の造成試験」ですが、これも継続事業ですが、漁業者の方と連携したアマモの移植試験等に継続して取り組んでいくというものです。

「4 ノリ養殖管理技術の改善」ですが、これも継続事業ですが、中身としては、ノリ生産管理技術システム化試験事業、さらに、東京湾漁業総合対策事業として、ノリの陸上採苗に必要な冷水機の整備に対し助成を行うというものです。

6 ページ、「5 高水温耐性ノリ品種の改良」ですが、これも昨年度から取り組んでいる事業です。なお、下に「東京湾全体を対象」と書いてございますが、これは、1,514 万 2,000 円につきましては、三番瀬のみを対象としたものではなくて、この事業自体が東京湾全体を対象として行われている事業ということで、必ずしも三番瀬に限定したものではないということで、「東京湾全体を対象」と書いております。したがって、事業費についても、東京湾全体を対象とした事業費を書いております。三番瀬のみの事業費を抜き出すというのはちょっと難しいということで、そのようなものについてはこのように

「 」をつけてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。事業の中身ですが、高水温下で養殖が可能な新しいノリの品種の作出に取り組むというものです。これも昨年度から継続して取り組んでいくものです。

「 6 アサリの資源生態に関する総合調査」ですが、これも継続事業ですが、引き続き漁業者の方と連携してアサリの資源量や肥満度に関する調査を行っていくというものです。

「 7 アサリ生産対策」ですが、これは新となつております。先ほど申し上げた三番瀬漁場再生事業、新規事業の一環として来年度から取り組むものでございます。アサリの冬季減耗対策として、簡易構造物を設置して波浪を抑制し、アサリを保護育成する実証試験を行うこととしております。

7 ページ、「 8 漁業者と消費者を結ぶ取組」、これも事業計画の答申において再生会議から提案いただいた事業ですが、具体的な事業名としては、県が従来から取り組んでおります「地魚一番 in 千葉」という事業で実現を図ってまいりたいと考えております。これにつきましては、全県を対象とした事業の中で三番瀬についても取り組んでまいりたいと考えております。具体的な中身は、以下、数字で書いてございますが、「千葉のさかなおいしさPR」、さらに「朝揚げ水産物直送システムの推進」、「ホームページを活用した交流の推進」等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に 8 ページ、第 4 節「水・底質環境」です。

1 番は「海老川流域等の自然な水循環系の再生」の事業です。一つとしては、海老川において流域貯留浸透事業として雨水浸透施設の設置を奨励するパンフレットの配布等を行ってまいりたいと考えております。次に総合治水対策特定河川事業ですが、これにつきましては、真間川流域水循環系再生構想を取りまとめたところで、この実施に向けて行動計画の策定などに取り組んでまいることとしております。次に印旛沼流域下水道事業ですが、海老川水系の各河川において下水高度処理水を河川に導入し、新たな水循環の創造に取り組んでまいることとしております。

9 ページ、「 2 合併処理浄化槽の普及」ですが、この事業は、合併処理浄化槽の設置促進のために市町村が行う合併処理浄化槽設置促進事業に対して、県としてその経費の一部を助成していくというものです。以下、補助制度等は以下のとおりでございます。

10 ページ、「 3 産業排水対策」ですが、具体的な中身としては、1 番として特定事業場等排水監視指導を行うこととしております。2 番として東京湾の総量規制対策事業ですが、目標年度を平成 21 年度とする第 6 次総量削減計画及び総量削減推進計画を策定するため、工場排水、生活排水対策等、汚濁負荷量削減の方途について検討し、その実施を図っていくというものです。

「 4 流域県民に対する啓発」ですが、事業内容としては、リーフレットの作成・配布、ホームページによる広報・啓発活動を行うこととしております。

「 5 下水道の普及と高度処理」ですが、公共下水道の整備を促進するとともに、市の実施する関連公共下水道と連携して流域下水道の整備を進めてまいりたいと考えております。

「 6 都市河川における生態系に配慮した護岸整備」ですが、これにつきましては、国分川において護岸を緩やかにするなど、自然環境に配慮した多自然川づくりを進めてまいることとしております。

12 ページ、「7 青潮関連情報発信事業」ですが、これにつきましては、漁業者の方と協働して海洋観測を行い、貧酸素水塊の分布状況を発信するとともに、観測日以外においては予想図を作成して県のホームページにおいて情報を発信していくこととしております。また、水質調査船運営事業として、東京湾に青潮が発生した場合には水質調査などを実施して青潮の範囲や程度を確認し、関連機関に情報提供を行ってまいりたいと考えております。

13 ページ、第5節「海と陸との連続性・護岸」です。

「1 市川市塩浜護岸改修事業」については、別途、詳しい資料を用意してございますので、これについては後ほど説明させていただきます。

「2 護岸の安全確保の取組」、これも提案いただいた事業です。県といたしましては、来年度は市川塩浜の2丁目と3丁目の区域以外においても三番瀬における県が管理する護岸を適切に維持・管理するとともに、塩浜1丁目護岸については管理者である市川市と協議・調整を進めることとしております。

14 ページ、「3 自然再生（湿地再生）事業」ですが、具体的な予算事業としては、先ほど説明した三番瀬再生実現化推進事業をもってこの事業についても取り組んでまいりたいと考えております。したがって、事業費は再掲という形で載せております。内容ですが、自然再生、湿地再生について、塩浜護岸の改修や地元市と協議・調整を図りながら再生する湿地環境及び規模・構造等を検討し、関係機関などとの調整を進めるということをして来年度考えております。なお、これにつきましても庁内検討グループをつくり進めてまいりたいと考えております。

15 ページ、第6節「三番瀬を活かしたまちづくり」です。

「1 三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりの取組」。これも再生会議から提案いただいた事業です。具体的な取組内容ですが、三番瀬周辺区域における調和のとれたまちづくりについて、地元市と協議をするとともに、各市が行う三番瀬を活かしたまちづくりを支援してまいりたいと考えております。

16 ページ、第7節「海や浜辺の利用」です。

「1 ルールづくりの取組」として、海や浜辺の賢明な利用に関するルールづくりに向けて漁業者や地元市等と調整を図ってまいりたいと考えております。また、既存のルールの周知を徹底するため、立て看板を設置するとともに、チラシの配布や現地指導等を行ってまいります。

17 ページ、第8節「環境学習・教育事業」です。

「1 環境学習・教育事業」ですが、これについては、三番瀬環境学習施設等検討委員会を開催して、環境学習のための人材の確保・育成、施設や場の提供などについて、引き続き具体的な検討を進めてまいることとしております。

18 ページ、第9節「維持・管理」でございます。

「1 三番瀬人材バンク事業」、これも提案事業でございます。地元市やNPOなどから、依頼に基づき人材を派遣する「三番瀬人材バンク」の創設に向けて、地元市やNPOなど関係者と連携して検討を来年度は進めることとしております。

「2 三番瀬パスポート制度（仮称）」ですが、これも提案いただいた事業です。地域通貨と土産物を組み合わせた三番瀬パスポート制度の仕組みづくりについて、類似事例

の収集・分析を行うとともに、漁業者と関係者へのヒアリングなどを行ってまいりたいと考えております。

「3 三番瀬の維持・管理活動の支援」、これも提案いただいた事業ですが、具体的には地元市や地域住民などが行う三番瀬の維持・管理活動を引き続き支援してまいりたいと考えております。

「4 ビオトープネットワーク事業」ですが、ビオトープネットワーク計画について、三番瀬環境学習施設等検討委員会の意見を聞きながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

「5 モニタリング方法、指標づくりの検討事業」ですが、モニタリングマニュアルを関係自治体、NPOなどに配布し、三番瀬のモニタリングによる多くの人々の参加を促進していくこととしております。

19 ページ、「6 三番瀬自然環境合同調査実施事業」ですが、これは従来から行っているものですが、来年度については、調査内容としては、底生生物調査を予定しております。調査回数は夏・秋・冬の年3回を予定しております。調査場所は、浦安市日の出地先海域で行うこととしております。

「7 三番瀬自然環境データベース構築事業」ですが、これについては、既に構築しているデータベースについて、三番瀬自然環境調査などの新たなデータの追加を行うなど、その維持作業を行うものです。

20 ページ、第10節「三番瀬の再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進」です。

「1 三番瀬の再生・保全・利用のための条例制定」については、条例の制定に向けて、既存法令との関係の調整などについて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

「2 ラムサール条約への登録促進」ですが、これについては、啓発活動に取り組むとともに、国や地元市と連携し、漁業者をはじめとする関係者との調整を引き続き進めてまいることとしております。

21 ページ、第11節「広報」です。

「1 インターネット等による情報発信」ですが、三番瀬に関する各種情報やクリーンアップ活動と地域の活動などについて、最新の情報を広くインターネット等で発信していくというもので、これは継続的に来年度も取り組んでまいりたいと思います。次に三番瀬再生国際フォーラム開催事業として、これは新規事業として19年度新たに行うものですが、三番瀬の再生に向けた県民の理解と協働の促進を図り、県民運動の新たな展開の契機とするとともに、広く国内外に情報を発信していくため、19年度に三番瀬再生国際フォーラムを開催を予定しております。三番瀬ライブカメラ設置・運用事業については、ふなばし三番瀬海浜公園に設置しているライブカメラの映像を県のホームページに掲載しておりますが、この設置・運用を引き続き行うというものでございます。

「2 広報拠点活用事業」ですが、これにつきましては、船橋の南口駅前の船橋フェイスビルに設置している三番瀬サテライトオフィスについて、資料展示の充実を図るとともに、広報拠点としての魅力の向上に引き続き取り組んでまいることとしております。

22 ページ、「3 三番瀬フェスタ開催事業」ですが、来年度については、三番瀬フェスタについては、この後出てまいりますが、三番瀬再生支援事業という新たな事業が立ち上

がりますが、この三番瀬再生支援事業を活用し、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

「4 三番瀬再生活動への支援」ですが、これにつきましては、19年度、新たな制度として三番瀬再生支援事業という事業を考えております。この内容は、NPOなどが実施するシンポジウムや視察会などの多様な再生事業の取組に要する経費の一部を県として補助する制度を新たに創設してまいりたいと考えております。補助対象、補助制度の内容は以下のとおりです。

「5 三番瀬再生クラブ（仮称）の設置」ですが、これにつきましては、地域の住民や企業をはじめ、県民や県内企業の方たちが集う「三番瀬再生クラブ」の設立を目指して、類似事例の収集や関係者へのヒアリングなどを行うとともに、「三番瀬再生クラブ」の中核となって再生活動をしていただく「三番瀬再生推進員（仮称）」の設置についてあわせて検討してまいりたいと考えております。

23 ページ、「6 三番瀬再生キッズ育成事業」ですが、これにつきましては、地元の市や地元の小学校などと連携して、活動の事例の収集や事業推進上の課題整理等に取り組んでまいりたいと考えております。

「7 三番瀬再生の広報に係る標語・図案等の検討」ですが、これは再生会議から新たに提案を受けた事業ですが、来年度については、三番瀬の再生に係るさまざまな分野の人々が共通に使える標語、キャッチコピー、シンボルマークなどの活用方法やその効果などについて検討していくこととしてございます。

24 ページ、第12節「東京湾の再生につながる広域的な取組」です。

「1 国、関係自治体との連携による広域的な取組」として、東京湾総量削減計画の推進、八都府市首脳会議による取組、東京湾岸自治体環境保全会議による取組、東京湾再生のための行動計画との連携等に引き続き取り組んでまいることとしております。さらに、これらの取組に加え、各種シンポジウムなどにおいて三番瀬の再生の取組を積極的に情報発信するとともに、国内他事例との意見交換や交流等、広域的な連携を図るための取組を検討することとしております。

それでは、先ほど後に回しましたが、ここで19年度市川市塩浜護岸改修事業について引き続き御説明いたします。

河川環境課 それでは13ページをお開きください。

第5節「海と陸との連続性・護岸」ということで「市川市塩浜護岸改修事業」。これは、海岸高潮対策事業として19年度は生態系にも配慮した高潮防護の護岸改修を進めますということで、工事延長が350m。事業内容としては、石積緩傾斜堤護岸工事、捨石部分、1工区として230m、2工区として120mです。そのほかにモニタリング調査や順応的管理を行います。

これについて、お配りした資料2-3「H19年度市川市塩浜護岸改修事業の概要について」を説明いたします。

内容としては、18年度に市川海岸塩浜地区護岸検討委員会の検討経緯を説明します。その後に19年度の千葉県三番瀬再生実施計画（案）の参考資料を説明します。

1ページをお開きください。平成18年度市川海岸塩浜地区護岸検討委員会の検討経緯です。

2 ページは、再生計画と市川海岸塩浜地区護岸検討委員会の関係を説明しております。
去年（平成 17 年度）に事業計画を作成して、それを 17 年 11 月 25 日に再生会議に諮問しました。12 月 27 日に答申を受けます。それと同時に、18 年度の実施計画についても報告をして、意見をいただきました。ということで、18 年度は工事をやって、つい先日、終わっております。

黄色の部分は、それを受けて順応的管理で検討した結果、今回、赤書きで報告する平成 19 年度の実施計画を作成して、本日報告するものです。

年度ごとになっていますので、22 年度の完成までに 5 ヶ年の目標 900m を完成する予定です。

3 ページ、平成 18 年度の市川海岸塩浜地区護岸検討委員会の経緯です。

18 年度は 4 回の検討委員会を開催し、モニタリング調査、現地見学会を 6 回、そのほかに勉強会を 6 回ほどやっております。

4 ページ、それでは具体的にどういう流れでやっているかの説明です。

左のほうが事前の予測評価と事前のモニタリング調査、18 年度の工事の海側の施工、それを受けて施工直後のモニタリング調査、その後さらに 18 年度の陸側の工事をやりますので、陸側の工事のモニタリング結果の施工直後の検証ということで、現在、モニタリング結果の評価基準を検討中でございます。

こういう流れを受けて、右のほう、旧基本断面というのは平成 17 年度（去年）決めた断面ですが、護岸の事例とか考え方を検討して、さらに委員の皆様からは提案いただきまして、よりよい断面の提案ということで、さらにいい断面を検討しております。あとは、護岸の平面デザインとか断面のバリエーション等については、引き続き検討中です。

5 ページ、それではモニタリングを踏まえた護岸断面の改善内容としてどういうことをやったのかということです。

左の四角の枠が 18 年度に実施した内容です。100m を実施しました。それを受けて、真ん中でモニタリング結果の評価基準をこれから考えていこうということです。

右のほうに行きまして、それに対する考察です。その考察をして、その検証、改善点を整理して、より良い断面、より良い工夫をして 19 年度の施工をするということで、19 年度に施工を終わった段階で、また 19 年度のモニタリング調査を実施する。こういう流れで、現在、作業をしております。

6 ページ、それでは各委員から出されたより良い断面への提案を説明します。

青で書いてあるのは護岸検討委員会の各委員の意見です。具体的には、赤書きで、植生を考慮した石積み護岸、プロムナード、グリーンベルト、マウンド等の提案がございました。下の写真が、そのイメージに合ったような感じの写真として掲載してございます。

7 ページ、それではより良い断面の具体的なものはどういうことかという説明です。

17 年度の取組としては、断面、景観、管理用通路、その他として、3 割の緩傾斜断面、自然石の利用、一般的な管理用通路ということで実施してきております。それについて 18 年度（今年度）検討委員会で検討した提案としては、

- ・被覆方法を工夫して角張った断面形状をつくらない（はっきりした護岸法線をつくらない）。
- ・石の隙間に植栽を施して殺伐感を緩和する。

- ・管理用通路を有効利用し曲線的な遊歩道をつくる。
- ・他の事例等を参考にしてより良い工夫を行うものとして、法先部分は乱積みとして生き物に配慮していく。

ということを今回整理しております。

8 ページ、「塩浜地区まちづくり基本計画（市川市）」と書いてございます。参考として将来イメージとして掲載しております。

この考え方を受けまして、9 ページ、平面デザイン、これはまだ現在検討中でございます。大きい島、小さい島、捨石の階段、テラス、自然観察栈橋、グリーンベルト、曲線的な遊歩道、植栽を施した石積み護岸、木製の階段、さらし砂の実験場等を現在提案しております。護岸検討委員会のほうで検討中でございます。

10 ページ、現在こういう状態で 100m の捨石と完成形の 20m ができております。

11 ページ、18 年度の整備状況として、終わった状態で海のほうからの全景の写真です。

12 ページ、それでは具体的に 19 年度の整備の考え方を説明します。

まず、工区の設定ということで、19 年度から 22 年までに約 800m を施工する必要があります。1 工区だけだと 800m の施工は 8 年ほどかかるというのはわかってきました。それで、工事用の搬入路で 1 ヶ所から複数の工事は無理ですので、二つの工区から同時に工事を進めることで 800m の施工が 4 年となるということで、19 年度から 2 工区を設定して同時に工事を進めていきたいというものです。

13 ページ、まず捨石先行（案）です。捨石だけを先行するとどのくらいいくのかということで、右のほうは 1 工区で左が 2 工区になります。1 工区のほうは 230m です。2 工区については 120m です。

14 ページ、これは完成形の案です。1 工区を完成させようということで、60m の工事を提案しております。2 工区については、捨石だけで 120m、同じです。

15 ページ、完成形 + 捨石先行（案）です。1 工区の 60m を完成させるものに加えて、捨石だけを先行しようということで、200m の先行を考えております。2 工区については、捨石だけの 120m で同じです。

こういう提案をして、16 ページ、19 年度の整備方針の検討の流れです。

先ほど三つの案を提示しました。そのほかいろいろ検討した結果を 3 案にまとめたものを説明しました。

それを受けて、各委員から意見をいただきました。主な意見としては、

- ・捨石先行（案）で現況の安全を早期に確保してほしい。
- ・2 工区は背後地との調整を含めての追加検討のため留保したい。
- ・モニタリングを継続して 1 年間工事を休止すべきだ。

という意見が出ました。

各委員会の意見は、11 回検討委員会の意見の内訳として、委員は 13 名で、欠席された方は 5 名いらっしゃいますが、捨石先行（案）の意見が 9 名です。学識 2、一般 3、行政 4 となっております。として、上記 に対して 2 工区保留ということで 2 名の意見がありました。学識 1、一般 1 です。として、工事を 1 年休止したらどうかという意見を 2 名からいただきました。一般 2 です。

ということを踏まえまして、捨石先行（案）を再生会議に報告することになりました。

新基本断面として平成 17 年の断面を改善する形と、平成 19 年度は 1 工区が 230m、2 工区が 120m です。

そのほかに継続審議事項として、断面のバリエーション、護岸の平面配置計画、護岸の景観、後背地計画との調整ということを引き続いて護岸検討委員会では検討していきます。

次は 19 年度の千葉県三番瀬再生計画実施計画（案）の参考資料です。これは実施計画につけている参考資料ですので、御覧のとおりです。先ほど説明した内容と重複しておりますので、省略させていただきます。

23 ページ、19 年度のモニタリング調査計画です。黒の部分は、前回と同じ調査を進めております。青の部分は、評価委員会等の意見をいただきまして新規に調査をした内容を記載しております。

25 ページ、実施工程表です。「その 5」「その 6」「その 7」として、黄色とオレンジと赤で書いてございます。海の区間ですので、4 月から 8 月までしか海上の工事ができませんので、それに合わせたような工程で作成してございます。

次に、参考として 27 ページ、モニタリング結果の施工直後の検証です。施工直後に現地を調査して、調査後にどのように状況が変わったのかというのをこれで説明してございます。

43 ページ、これは、先週の 1 月 22 日（月曜日）に護岸改修に関する生物のモニタリング調査を実施いたしました。工事区域は施工後約 5 ヶ月を経過している調査です。現在、詳細については整理中ですが、石積みへの潮間帯生物の定着状況について紹介してございます。

44 ページ、これは低潮帯の石積みの表面の様子です。調査当日は潮位が 70cm。したがって低潮帯はダイバーによる水中撮影をしました。石積み表面にびっしりとカキが着生している様子がわかります。昨年 9 月に実施した施工 1 ヶ月の時点では、調査でもカキの着生は確認されていますが、着生面積が当時と比較して大きく増えております。また、カキの個体も大きなものとなっております。

47 ページ、これは写真で緑色の部分に低潮帯の石積みの表面で着生しているアオノリ的一种です。石積みの表面に緑色に混じって細かな気泡がついているのは、光合成をやっているように感じられます。この辺も、今後調査して、詳しく調べていきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

大西会長　　ありがとうございました。

ひととおり実施計画について説明してもらいましたが、全体で 12 節にわたってそれぞれ幾つもの事業がありますので、順番にやっていきたいと思っております。

ちょっとメリハリをつけて、最初に、第 1 節「干潟・浅海域」から第 4 節「水・底質環境」まで、ここをひとまとめにして審議して、次は、第 5 節が今説明してもらった護岸改修事業ですので、これは既に事業が 1 年分行われたということでもありますし、単独で審議する。それから残り第 6 節から第 12 節を最後にまとめてやる。そういう予定で進めたいと思っております。意見の出方によってまた少し変えなければいけませんけれども。

会場の方の意見の発表については、その中に織り込んで 2 度ぐらいに分けて伺いたいと思っております。議論の途中にそういう時間を設けたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、はじめに第 1 節から第 4 節、どこからでも結構ですが、御意見を。

竹川委員 節に入る前に、ちょっと意見があるのですが。

大西会長 進め方ですか。

竹川委員 はい。

一つ確認ですが、先ほど会長から左側に積んである資料の話があったのですが、基本計画はもう決定したわけですね。事業計画については、まだ決定に至っていないということは確認してよろしいですね。

大西会長 ええ。県の計画としてはまだ決まっていない。

竹川委員 常識的に言いますと、事業計画が決まったものに沿って実施計画ということになるのでしょうか、それはちょっと置いておいて、この三番瀬再生実施計画の案を全体として見ますと、我々が今まで再生会議でやってきた問題、さっき知事さんがおっしゃったような護岸の問題、漁業の問題、いわゆる環境調査の問題、学習の問題、広報関係の問題、そういった問題以上に、我々があまり論議していないような問題も、当然三番瀬ですから、それが全県の問題にしても東京湾の問題にしても、関係ないわけではないわけですね。例えばそういう問題を全部やるとしますと、今後、三番瀬だけでなく、東京湾なり何かに関連してきたような問題をこの場で論議することになるのかどうかですね。要は、私の言いたいことは、でき得れば、色分けはできませんが、主としてこの会議の中で今まで取り上げて論議してきたような問題を中心として実施計画をつくって、それ以外、例えば江戸川左岸の下水処理場その他の問題等は本格的にこの中で論議していませんので、テーマとしてはそういうものは一くくりにして、色分けでもすると本当はいいのでしょうか、そうしませんと、今後出てきたいろいろな問題をすべてこの再生会議の中で論議することになるのではないかという気がするのですが。それを意見として最初に確認して、希望として申し上げたいと思うのですが。その辺、いかがでしょうか。

大西会長 趣旨は、色分けして議論しないものをつくろうということですか。

竹川委員 そうです。例えば河川にしても、下水処理場の問題にしても、総量規制の問題にしても、非常に重要な問題だからそれは無視できないのですが、この再生実施計画としてこの場で論議するとすれば、そこところは仕切りをしておいたほうがいいのではないかと。当然、円卓会議の中ではそういった問題まで全部羅列していますが。だから、一つ中心的なここで論議する問題に焦点を当てて三番瀬の再生計画ということで、色分けと言ってはあれですが、そういう形で論議したほうが今後のためにもいいのではないかと思います。

大西会長 ちょっと整理しておきますが、きょう出ている実施計画については、事業計画の中に関連する記述というか、いわば上位計画が全部あるわけです。例えば、いま例に出した下水道事業については、これは三番瀬に関わるということですが、例えば生活排水対策浄化槽推進事業というのは、三番瀬分だけ切り出して予算を仮称づけみたいにして出すことができないということで、こういう格好になっているのだらうと思います。ただ、こういうことについては、例えば今のは4節の「水・底質環境」というところですから、そこについては事業計画の中で「合併処理浄化槽の普及」という計画事業が挙げられているわけです。我々はこれについては議論してきたことになりまして。どの程度深くここで議論したかというのは、おのずから軽重があると思いますけれども。ここでの議論の仕方は、実施計画として事業計画に関連したものはある意味で全部挙げて出してもらったほうがいいと思いますが、皆さんの議論の中で、あまり議論がそこに集中しないものと、かなり集中する

ものが、おのずから出てくるのではないかということだと思います。それぞれの事業が妥当かどうかは、これは予算ですから、県議会で当然議論されるわけですから、県全体としてはそこで事業の妥当性についてはきちんと議論される。我々は、三番瀬再生という観点から特に重要な事業について、もしここで何か県に対してアドバイスするべきものがあればするという観点でいいのではないかと思います。

後藤委員 一応5年間の事業計画という答申が出されて、そこはかなり書き込んだものがここに出てきているのですが、実は5年計画の中の第一歩ですので、1年目は、やれるものは随分出されたと思いますが、5年計画の1年目からやっておいてほしいよということが、実は事業計画の答申の中に書き込んだことがかなり落ちていて、これもやります、これもやりますと出ているのですが、体系の中でどういうふうに事業計画との関連で出ているかということがわかりにくいので、内容としてはこれは議論していけばいいのですが、5年計画の中でのワンステップとしての位置づけをぜひ。きょうは無理だと思いますが、今後、事業計画が決まってくる中で、そういうスケジュール的なもの、これは三番瀬の再生のために落とせないのだよということを含めて、少し整理していただけると。みないっぱい出ちゃって議論もできないかなというのがありますので、こういうところは、初年度は検討だけだけど、実にそういう検討がすごく大事だよという部分もありますので、少しまた整理していただけると助かるなと思います。これは要望です。

大西会長 一覧表とか何かあったほうがわかりやすかったという点もあると思いますが、試行錯誤ということもありますので。

それでは、第1節から第4節について、どうぞ。

工藤委員 せっかく先に資料を送っていただきましたので、若干お勉強をしてきました。

いま会長がおっしゃった範囲内ですが、大変網羅的にとらえられていて、ほとんど抜けるところはないのですね。ですから、これはかなりいいものだと思っているのですが。ただ一つ、ちょっと気になるところがありますので、お尋ねしたいと存じます。

それは、実施計画のほうの10ページ、ちょうど真ん中あたりになりますが、東京湾の総量規制関係のところと、そのもう一つ前、特定事業場等排水監視指導事業、この二つです。これに関わる場所は、事業計画、これはまだ答申だけのものですが、答申の18ページ、ここにアンダーラインを引いたところがあります。「また、排水量の多い事業場については、汚濁負荷量を自動測定するなど、異常な負荷の発生を感知し、緊急に対応できる仕組みを検討し、監視を徹底していきます」というのがあります。確かに10ページの中身を見ても、かなり監視を徹底していくというような空気は受け取れるのですが、ここに出てきている内容として、突発的なもの、つまり緊急に対応できる仕組みというところが何だか抜けているのではないかと思います。ここのところを読めばいいのですよということであれば、ちょっと教えていただきたいと存じます。

大西会長 少しまとめて意見を伺って、県の答弁を受けたいと思います。

本木委員 これは全般的に読ませていただいて、私どもは市民の立場でもよくわかるわけですが、これを初めて読んだ人がわかるのかなと思ったのが、1ページの「干潟的環境形成の検討・試験」という部分です。私どもは、事業計画の中で、例えば干潟的環境形成の試験というのは、人為的な土砂供給かな、その試験のかなということと理解はしたのですが、その他干潟的環境全般についての試験計画なのか、あるいは試験箇所や実施時期の設

定ということまで具体的に入っているのですが、何をやるのかなど。土砂供給をテストするというのであればこれは理解できるのですが、ここの部分はほかの2節以下と比較するとちょっと抽象的だなということで、初めてこれを見たらわかるのかなという気がいたしました。さらに、事業計画の中では干潟再生に関する事例収集とか現況把握という部分が入っているのですが、ここには入っていないのですが、これはどういうふうに位置づけていったらいいのか。こんなふうに思いますので、その辺を御説明いただきたい。

次のページ、「生態系・鳥類」の部分ですが、ここに5,900万という財政支出をしていますが、「検討組織において具体的な検討を行います。」、そのずっと下のほうに来ますと、行徳内陸性湿地再整備検討協議会というのが出てくるのですが、私は不勉強で、この協議会が既存の協議会であったとすれば、あまり報告などは受けていなかったような気がするのですが、そこら辺をお尋ねしておきたい。

それから、2の「三番瀬自然環境調査事業」ですが、これは4,200万という財政支出をしておりますが、この項目の中で生物の現況調査と鳥類の生息状況調査。私は素人でよくわからないのですが、4,200万という財政支出は非常に膨大な額ですが、この調査の中のウエートを占める支出は一体どういうふうなものなのでしょうか。

とりあえずそのくらいお尋ねしておきたい。

大西会長 最後のお尋ねは、1番と2番でどういうふうに分かれているのかということですか。

本木委員 そうです。4,200万というこの予算がかかるわけですね。その中で1番と2番の中のウエートを占める支出は何でしょうか。

大西会長 1番と2番、それぞれの内訳ということですか。何があってそんなにかかるのかということですか。

本木委員 ウエートはどういうところなんでしょうか。

大西会長 わかりました。

竹川委員 今の本木さんのお話、まず1ですが、1と2とありますが、基本計画その他で見ますと、事業計画の中でもそうですが、土砂供給の問題と淡水の供給が自然のシステムで云々という話があって、できるだけそれをあわせた形で自然な形で入れるというふうな文句もあったと思いますが、そういう意味で、淡水導入と干出域の形成というのは、具体的な試験箇所その他の問題もこれからの問題でしようが、一つのセットとして考えていらっしゃるのかどうかという点を一つ確認したいのです。

もう一つは、今の本木さんの3ページの「三番瀬自然環境調査事業」につきましては、環境評価委員会の中で5年ごとの定期的な調査をきちんとやろうではないかというお話で、既に意見書の中でかなり詳細な意見も、また新しい問題提起も出ているわけですが、結果的には生物だけになってしまって、いわゆる地形、底質、水質、その他三番瀬全体の環境調査を5年定期でやるという基本的な問題提起というか、環境評価委員会の意見がこういった形で終わってしまった。これは、環境評価委員会の提案というのでしょうか、平成14年度以降の定期的な調査をするということとどういうふうに結びつくのかと思いますので、その辺の県のほうの検討の経過をお聞きしておきたい。

後藤委員 今まで出た意見は、事業計画5年の中と、個別の19年度の計画が、何となく位置づけがわかりにくいということがあると思います。

一つは、3ページの「3 生物多様性の回復のための目標生物調査事業」というのは、

事業計画の答申をつくったときに、みんなに共通するようなイメージ、三番瀬の再生をどうするか、生物はどういうものを取り戻したいのか、どういう環境をつくっていくのか、相当重要なテーマであるわけです。もしここがきちっと動かないと……。実は、いろいろ個別事業をやっているのだけど、果たして三番瀬再生にトータルとして役立つかどうかという話をはっきりしなくて、評価委員会でもおそらくその辺ははっきりしないから、今後進めるのが難しいよねという話もあったので、そういう意味から言うと非常に重要度が高いところで、それを一つ抜き出してこういうふうにやってしまうと一つの事業に過ぎないし、予算もついていないという形になりますので、これは最初の時点で議論してきちっと固めていかないと、後の進行に対してというものの、3みたいなところは重点的にやっていただきたいというのが一つ意見です。

それから、先ほど「水・底質」のところで工藤さんから出たこと。実はここも「産業排水対策」と書いてあるのですが、事業計画では、さっき言ったように、自動的に監視できる仕組みをつくってくださいということを僕らも提案したわけですが、これを見るとそれが消えているわけです。事業計画で書いたことは、当然最初の一步として、重要なことは1年目の計画の中に盛り込んでいただきたい。例えば10ページの3でしたら、新たな仕組みをどう考えていくか検討をやりましょうということが書いてないと、それは個別になっちゃっていて、「それでは三番瀬の再生にはどう関わるの」ということはわからなくなるので、ここも、「ぜひ、そういう仕組みに向けて検討をやります」でもいいですから、1年目ですからそういうことを入れていただきたい。

11ページの「6 都市河川における生態系に配慮した護岸」というのは、実は答申案の中で「三番瀬周辺の小河川の再生の検討」ということで出されていて、それは一つの護岸整備ではなくて、むしろ河川をよくした結果、三番瀬にいい水が流れてという議論だったと思います。そうすると、ここは1年目の事業ですから、例えば国分川だけやりますよということですが、その中でも「生態系に配慮した護岸整備」という言葉になってきちゃうのですね。「では、ほかの小河川はどこで検討するの？ 1年目は検討しないのですか？」ということになっちゃいますので、5年計画の中での位置づけが書かれていないというのは非常に問題だと思います。

大西会長　　ここで、県の答弁をお願いします。

三番瀬再生推進室　　第1節から回答いたします。

干潟的環境の形成の試験に関する質問です。事業計画では事例の収集や現況の把握があったのだけれども、実施計画上はその記述がされていないけれども、これはどうしてですかということ。

これに関してですが、記述がここの部分はどうしても19年度の実施計画ということで足りなかったのですが、18年度事業として三番瀬再生実現化検討事業という事業に現在取り組んでおります。その中で現況の把握とか事例の収集を現在行っているところでございます。したがって、こういった検討結果を今年末までにまとめて、19年度、こちらの再生会議に報告したいと考えております。

それから、試験の実施計画そのものが何をやるのかわかりづらいという御指摘です。基本的には、事業計画に表現されていますように、できるだけ自然な形で土砂を供給していきたい、淡水の導入を行っていきたい。そういったことを試験という形で行っていきたい。

そういうものを行うための検討を 19 年度やりますという形で書いたつもりでございます。

それから、竹川委員から、干潟と淡水の関係ができるだけ一体化したものにという意見がございました。おっしゃるとおり、こちらの二つの事項は関連性が高いということがありますので、そういった意味もあって、一つの箱の中で干潟的環境形成と淡水導入の試験を一体化させた形で、どういう試験内容になるかわからないのですが、歩を一にして検討したほうがいいだろうという趣旨から、一つの箱の中に入れてございます。

第 1 節の干潟関係の質問はこの 3 点かと思いましたので、御回答申し上げます。

自然保護課 第 2 節の質問ですが、1 点目の行徳内陸性湿地再整備検討協議会についての質問ですが、この協議会は平成 6 年 3 月に設置されております。野鳥の生息地、生態観察の場としての行徳湿地の環境整備を図るため、湿地に関する諸対策を総合的見地から協議し、円滑な推進を図ることを目的として設置されているわけです。学識経験者、行徳湿地の管理運営に関わる市川市、NPO、県の関係機関により構成されております。設置以来これまで数回開催されてきておりますが、そのときどきの課題、三番瀬に関する議論等を踏まえながら、行徳湿地の再整備等について協議・検討されてきているものでございます。

なお、この協議の内容等については、千葉県自然保護課のホームページに掲載しておりますので、そちらで御覧いただければと思います。

2 問目の自然環境調査の 4,240 万、経費のウエートはということですが、これについて詳細について説明することは控えさせていただきますが、調査の項目といいますか、内訳を申し上げますと、1 の海生生物現況調査（魚類着底状況）の調査の経費が 2,600 万。鳥類の調査が 3 本ありますが、個体数経年調査が 460 万、スズガモ等の調査が 700 万、行動別個体数調査が 480 万。合わせて 4,240 万という内訳で予定しております。

5 年ごとに調査をやるということであったのではないかと、ほかの調査が出ていないということであったかと思いますが、今回、実施計画で報告しておりますのは、19 年度に実施する調査ということで掲載しております。19 年度は三番瀬の自然環境を測る上でもウエートの高い魚類、鳥類を実施することにいたしました。他の調査について、例えば深浅測量でありますとか、水環境の自動計測調査でありますとか、そういったものについては、20 年度以降、財政状況、優先順位といったところを勘案しながら、いずれにしてもこの 5 ヶ年の事業計画の期間内に実施するというように予定しております。

それから目標生物調査についての質問ですが、平成 19 年度にどれだけ取り組めるかということを書かせていただいたわけですが、事業計画の答申の中で提案いただいたということで予算化ができなかったということもありまして、予算をかけないでできるもの、既存の資料を使った情報整理等を 19 年度は進めて、20 年度以降で具体的な選定等の事業を進めていきたいと、このように考えております。

水質保全課 工藤委員から、産業排水対策で、特に緊急的に汚濁負荷量が増加したときの検討ができるのかという御質問だったと思います。産業排水として、今、水質総量規制が始まっております。排水量が特に大きい事業場に関しては、今、日量 400 m³というラインがあるのですが、それを超える事業場については水量を把握して濃度測定をする。その水量と水質の濃度から負荷量という形で、現在、COD、窒素、リンの 3 項目は負荷量が測定されています。

負荷量ということですから、確かに工藤委員がおっしゃるように、緊急的に濃度が上が

った、負荷量が上がるというのは、負荷量の性質上、1日当たりに直しまするので、たった今上がったからそれが把握できるか。それは事業者自らも以降の時間どうなるのかわかりませんから、その辺の事業者が自主測定しているデータを県はいただけるのかどうか、そういう検討も必要ですし、では、その瞬時のデータをもって負荷量が超過するのかどうか、そういう検討も必要ですので、これに関しては、ここにも書いてございますように、検討をまずしてみる。それ以前に、こういう産業排水対策として、2、3年前に協定工場の負荷量改ざんがありましたので、県としてはその辺の事業者指導に関しては今後とも徹底していくということで、手法的にこういったものは可能かどうか今後検討してまいる所存でございます。

河川環境課 11 ページの4節の「6 都市河川における生態系に配慮した護岸整備」ということで質問がありましたが、これにつきましては、事業計画の総合治水対策特定河川事業ということで、利根川水系国分川について多自然護岸を行うというものを記載いたしました。

提案がありました三番瀬周辺の県の管理する河川の再生ということですが、予算措置ができておりませんので、次年度からまた再生の整理・検討をしていきたいと考えております。

大西会長 今のやり方は非常に大変だということがわかってきました。4節を一遍にやっていると、今どこを答えているのかがよくわからなくなってくる。第4節まではこれで行くしかなんですが、いま質問された方で、今ではわからないとか、論争は避けて、答弁が漏れているとかいうのがありましたら、お願いします。

一応答えたということでもいいですか。

竹川委員 平成18年度の調査もかなり大規模な調査をやられたわけですが……。

大西会長 どの点ですか。幾つか質問されたから。

竹川委員 3ページ、生物に重点を置いた生物調査に絞ったわけですが、要は、平成18年度の調査のときの論議にも関係するのですが、ちょうど平成14年度から5年経った平成19年、ここで定期的な調査をきちんとやる必要があるのではないか。それは、護岸の生物調査の中でもそういう問題が出たわけですし、また、この5ヵ年計画で、ちょうど20年には2丁目の石積みが全部つながってしまう。21年度には完成形のほうで大体仕上がってくる。そうしますと、短期間の中で2丁目の護岸の工事が大体目途がつく。そういう場合は、一部一部の局部的な環境の調査だけでは追いつかない。そういう意味合いで、今ちょうど5年目なので、思い切ってそういう全域の環境調査を。特に問題となるのは、海域区分の1のところ、澁筋から西の部分、これに対する調査をきちんとやるということが非常に重要な意味を持つてくるのではないか。平成18年度の大規模調査も、ほとんどこの場でも論議されないままに終わってしまいましたし、また環境評価委員会も、平成18年度の調査についてはほとんど触れるチャンスもなかった。そういう意味で、評価委員会の提案は、この19年の中で重要な意味があると思いますので、先ほどの説明だけでは納得できない。

吉田副会長 追加で、県のそれぞれの担当の方をお願いしたいのですが、初めての委員の方もいらっしゃるのでは、担当の課だけではなくて、お名前もおっしゃっていただきたいと思っております。

大西会長　　まだたくさん御意見があるので、伺います。それから会場の方からもまた伺います。

12 節までありまして、8時半を目途としていますので、明らかにきょうは全部終わらないですね。事業は4月から来年度の予算ですから、4月から行われます。ということで、もう一度これを開催しなければいけないということになります。そうなのですが、今の感じでやっていくと、それでも終わらない可能性がある。そうすると、新しい年度が始まってしまいますので、具合が悪いというか、我々がきちんとした意見を言う前に事業を始めなければいけないということになります。それで、きょうはこうやって手を挙げていただいて御発言いただきますが、これから次回の会議まで1ヵ月以上の間があると思いますので、その間に質問点をメモで出していただいて、あらかじめ県のほうで資料を作成してもらおうということで、少し効率的にやりたいと思います。きょうは手を挙げて発言していただきますが、残ったところについてはそういうやり方をとらせてください。

それでは、第1節について意見がさらにある方がいらしたら。「干潟・浅海域」、きょうの資料で言うと1ページ、ここについて発言がある方。

ここはよろしいですか。

では、ここはよしとして、2ページと3ページ、第2節「生態系・鳥類」、ここについて御意見のある方。

後藤委員　　先ほど、3ページの「3 生物多様性の回復のための目標生物調査事業」というのがあったのですが、実は、これは僕が意図したことは、漁業者の方も市民調査の方もそういうものを見ているし、昔の聞き取りもありますので、県の中で予算をつけて無理にやるというよりは、みんなが集まってそういう仕組みをつくっていただければ動けるのではないかと考えています、手をつけるのは。ただ、予算措置ができないからやらないということではなくて、僕らも協力しますので、そういう形で、みんなが参加してこういう部分は一緒にやりましょうということを書いてくだされば動くのではないかと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

清野委員　　目標生物調査に関しては私も同意見で、予算措置がゼロになっているのですが、いま後藤さんがおっしゃったような、県民も含めて、どういう生物がいたのか、どういうものを取り戻したいのかという議論の場を持ちたいわけですが、ですから、そういったワークショップをやるようなささやかな予算でいいのですが、一応この事業で、ゼロじゃなくて、コピー代とか、部屋を確保する、資料をつくるとか、1,000円でもいいからつけていただきたいと思います。

これは、もう一度県の方に申し上げたいのですが、干潟とか浅海域の再生事業のときにどうしても分断化された項目になっちゃうのです。生物とか水質とか底質になるのですが、県民の人がこういった総合的なものにアプローチするときはどうやったら入りやすいとか、県民の人に広がっていくかということ、さんざん議論したはずですが、ですから、この目標生物調査というのは、全体の傘となるような調査ですので、そういった位置づけもお願いしたいと思います。

もう1点は、自然環境調査のところですが、これは評価委員会でも随分議論になったところですが、きょうはなかなか細かい話はできないと思いますが、担当課ともう一度議論したほうがいいのかと思います。きょう、予算の配分の質問が出て私も愕然としているのですが、スズガモの食性調査とかそういうものがどういうふうに関三瀬の再生につながるのかを検

討しない限りは、こういう単発的な調査は実施するかどうかは最終的な決断の機会が欲しいという話をしました。ですから、調査の内容についてもう一回専門的な見地で、そして再生にどうつながるのかというのをもうちょっと精査した上で、データの取り方や内容について実施前に御相談したいと思います。

大西会長 知事さんの御発言があるようです。お願いします。

堂本知事 たまたま、つくるほうの側で今とてもいい御意見をいただいたのですが、大規模ななかなか予算がつかない場合に、今年はできるだけ予算なしでできることをやっておいて、20年度にというような、先ほども別な件で話がありましたが、今おっしゃった「少しでも」ということ、1,000円ということはないと思うのですが、つなぎと言ったらあれですが、今年は大変厳しい予算の状況にありますけれども、どの程度のそういう予算があれば、市民の方や研究者の方が参画していただきながら、ボランティアにというのは申しわけないと思いますが、少なくとも継続的な調査につなぎ得うとお考えでしょうか。ある程度、どういうことをやればよろしいわけですか。

大西会長 具体的なイメージがあったら、この際。

後藤委員 これは、聞き取り調査だとかベースがありますので、おそらく今までやってきたことを揃えていただければ、それを見ながら議論はできると思います。だから、幾ら欲しいということではなくて、例えばサテライトオフィスがありますので、その会場を使って、「この日にそういう資料を持ち寄って議論しますので、興味ある方はいらっしゃってください」でもいいんですね。そういう広報費がどのくらいかかるかぐらいの話で、その中でワークショップをやりながら、いいものが出てきたら、それをストックしていく。

もう一つは、誤解されると困るのですが、ここの部分は、三番瀬の再生をこれからどういう方向に持っていこうかという非常に重要な部分ですので、議論だけはきちっとやっておきたいですね。その成果をみんなにこういう会議で出していって、そういうことを考えれば、幾らとは言えませんが、数十万円もあれば継続的にできるのかなと僕は思っています。

大西会長 事務局として、何かそういうソフトな予算というのはないのでしょうか。それを使って、例えば今のような会合で、誰かに委託するとかいうことではなくて、再生会議のメンバーとか関係する人がボランティアに集まって議論するとか。そのときのサポート費。

堂本知事 今、誰も答えないから、多分、ソフトの予算はついてないと思いますけれども、ちょっと研究させていただいて、この次のときまでに、そういうソフトの予算が可能かどうかという点について。実はきょうは予算の発表をしてからこの会場へ来たものですから、一応当初の予算は組んであります。でも、今の御意見を伺っていると、予算の額というよりは、大変本質的なところにも関係があるというふうに伺いましたので、その予算の組み方についてはどうなんでしょう。

総合企画部理事 具体的に今この場でどうこうというのは難しいのですが、どの程度やるか、そういうやり方如何では既定予算の中で対応できる方法もあろうかと思っておりますので、それは具体的な内容についてまた御相談させていただければと、かように思います。

大西会長 考え方としては、ここで、ゼロというか「 」となっているお金のところ、しかしここに挙げてあるわけだから、やらないということではなくて、お金のかからないやり方でやろうということですよ。ただ一銭もかからないかということ、そういうことではな

いと思いますので、そこはいろいろこれから具体的なやり方を検討していく。とにかくここに書いてあるということは、やるということでもいいですね。

松崎委員 先ほど質問しようかなと思っていましたね。「千円」というのは何だろうと。事業予算はなしだと。ずっとゼロで来るんですね。知事さんは御存知かどうか。塩浜の多目的広場でいろんな市民の方、団体にいろいろなことをやってもらっています。その中の一つに三番瀬フェスタがあるのですが、ここに水源、電源が1本もないのです。水源もない。電源もない。その当日、何名の子供たちが倒れた。日射病といいますか、そういうこともあるんですね。そうすると、「三番瀬フェスタ、ゼロ？」と私もちょっと疑問に思っていました。この辺を知事さんの英断でひとつよろしく願いできればなと思っております。

大西会長 話題を戻しまして、今、第1節から第4節までやっております。今の御意見も一つの意見として、また議論する時間が来ますので、そのときにも出していただきたいと思いますが。

木村委員 これはどこかというより基本的な僕の意見ですが、1節とか、漁業の問題とか、その後下水道の問題とかが入ってきたわけですが、基本的な人間の生き様とか、自然との共生ということの、一言で言えばストーリーがないような気がするんですね。例えば下水でも、自然に浄化すれば海はよくなるのだという考え方だと思いますが、例えば江戸時代は、どんどん開発はした、下水が流れた、ところがその下水がノリにとっては非常によくて、それで江戸前のノリができたというストーリーがあるわけです。例えば、漁業をこういうふうにしていくのだけど、下水をこういうふうに浄化したらこういうふうな漁業に有益だというストーリーがないので、何か並列的に並べてあるというふうな。特に今回は、急に下水の問題が入ってきた。そういう総合的な考え方が、今回の12並べた中に僕は欠けているように思うのですが、どうでしょうかね。開発と保全というのは、全部保全すればいいというのではなくて、開発の考えの中に自然を生かしていくという考え方がやっぱり必要だと思うんですね。自然を守るから人間がいいのではなくて、漁業でもいろいろな面でもあくまで人間が開発していくのだ、進んでいくのだ、その中で自然をどうしたらいいか、そういうストーリーを僕は欲しいと思っているんですね。それがありません、これには。いっぱい考え方が並んでいるのだけど、バラバラというふうな僕は考えています。その辺のことをもう少し練って、その上に、こういうふうな浄化していくのだ、それでこれを入れたのだと、そういうふうな考え方が僕は欲しいと思いますけれども。

大西会長 そうおっしゃるけれども、それについては、事業計画を議論したときに、施策の体系図、県の素案を見ていただければ、22ページにそういうことが書いてあって、それを踏まえて、我々の答申では19ページにそれに関連した多少の修正が。ここはあまりたくさん修正はありませんが。だから、事業計画のレベルである程度テーマについてこういう取組をしようという議論をして、その具体的な実施計画が出ているので、そこだけ取り出すとバラバラですが、一つの体系について我々は議論してきたということではないかと思っております。

木村委員 もちろんそうですけど、やっぱり下水の問題とかを最初に4番目に出すからには、そういうような基本的なスタンスを最初に出していかないといけないのではないかなと思ったわけです。出ているからいいというものじゃないと思うんです。そのことが欠けている

ように思います。

大西会長 計画が体系化されているので、一番末端の計画だけとるとバラバラに見えるけれども、基本計画からつながっているわけですね。そこも少し理解しないと。

木村委員 もちろんそうですよ。だめとは言ってないですが。

大西会長 よろしくお願いします。

倉阪委員 全般にわたるところで3点ばかり確認させていただきたいと思います。全般というか、今のところにたくさん出てくるのですが。

全県を対象というものの、東京湾内海を対象というものの、これは三番瀬だけではないので、事業名を挙げるのにほかのところも含めた予算額を挙げざるを得ないということだと思いますが、事業内容の書きぶりまで三番瀬に引きつけなくて、全県あるいは東京湾全体のもをただ平板に書いてあるという項目も見受けられると思います。今後つくるときには、事業内容については、それがどのように三番瀬に使われるのかというように絞って書かれるのが望ましいのですが、せめて19年度の実施計画については、チェックする段階P D C AのCの段階では、三番瀬についてこの事業がどういうふうに使われたのかという報告は最低限していただけないというふうに理解してよろしいでしょうか。そこを確認したいというのが第1点です。

二つ目が、「千円」となっているものですが、これは当然、一般事業費というか、業務費と人件費があるわけですから、そういった中でちゃんと対応し、予算が特別に立っていないからといって「できませんでした」という報告にはなりませんよねという、その確認が二つ目です。

三つ目は、この中で、個別にかなり濃淡はあると思いますが、先ほどの目標生物調査事業であったり、あるいは干潟形成の検討、この再生実現化推進事業であったり、それぞれの事業の内容を検討する際に市民参加が求められるような、そういう大きな重要な事業があると思います。そういったところには個別に市民参加のやり方を考えていく。結果こうでしたという報告を受けるだけではなくて、やっている段階から市民を巻き込むようなことを検討していただければ幸いです。この三つでございます。

大西会長 そこで区切って、県のほうから答弁をお願いします。その後、会場から御意見を伺いたいと思います。

三番瀬再生推進室 今の御意見ですが、確かに一部、三番瀬に限らず全県的な表示になってしまっているところがございます。倉阪委員がおっしゃるように、結果報告の段階では、できる限りそれを三番瀬にどのように使ったかということをご各方向で取りまとめていく努力をしたいと思います。

それから「千円」ですが、これにつきましては、直接的な事業費がないということで、先ほどからいろいろ質問をいただいているわけですが、当然、私どもの人件費とか一般的な会場費等は別途ございますので、そのようなことは当然取り組んでまいるということで、ただ直接的にこのための委託事業とか事業費を挙げていないということでございます。ですので、「千円」という事業につきましても、ここに掲げている事業については、県としては積極的に取り組んでまいるといふことには変わりはありません。

それから市民参加については、御指摘のとおりですので、できるだけ最初や中間で再生会議に報告する機会を設けるとともに、市民の方たちの意見を伺うような市民参加のチャ

ンスについても検討したいと思います。

大西会長　それでは会場から、第1節から第4節に関わるところで発言がありましたらお願いします。名前と住所、何々市誰々という感じで自己紹介して御発言いただければと思います。発言のある方は挙手をお願いします。

発言者A　市川市宮久保のAです。

「1 干潟的環境形成の検討・試験」という項目と「2 淡水導入の検討・試験」ですが、この事業内容によると、そこに「三番瀬の多様な環境再生の試みとして干潟環境形成の試験及び淡水導入試験に向けた」云々と書いてあるのですが、この会議で明らかにされなかったのですが、例えば今までの討議の中で、行徳の後背湿地から今ある暗渠を開渠にするというのが課題になっていますが、そこでの淡水導入をここでは言っているのか。そうだとすると、ここで、干潟の再生というか、人工干潟ということですが、それはその近辺に行うということを考えているのか、その辺、具体的にもっと明らかにしていただきたいということです。

大西会長　ほかにありますか。

それでは、会場からの意見に直接的にあまり答えないということになっているのですが、ワンクッション置いて、それも含めてお答えいただくことになると思います。

ほかに、第1節から第4節で委員から質問がありましたら。

三橋委員　9ページですが、合併処理浄化槽、具体的に5人漕で34万とか、高度処理で44万とか、転換補助が10万とか、いろいろ数字が出ているので申し上げるのですが、この部分で一番問題なのは、狭小宅地は合併浄化槽は付ける場所がないのです。ですから、単純にこういう形ではなくて。そういうところほど管理が悪いのですね。ということは水が汚れるわけですから、小さな、土地のない人は、合同でやれるとか、もしくは道路の下に埋めることを許可するとか、その辺の建築基準法とか都市計画法とかのもうちょっと緩やかな運用を考えているのでしょうか。ちょっと不公平になるのではないかと思いますので。

それからもう一つ、11ページの「都市河川における生態系」云々ですが、市川市堀之内地先というのは外環の工事と絡んでいるのではないのでしょうか。もしそうだとしたら、その辺を教えてください。

竹川委員　環境評価委員会のために発言するのですが、大変立派な方々が精力的にかなり掘り下げた平成19年度を目標にした意見書をつくられた。きょうは望月さんがいらっしゃらないのですが、望月さんは、再生会議から受けたテーマは5年ごとの定期調査に限られていると。その範囲内で出たのがこの間の意見なのですね。そういう意味合いで、もしも平成19年度にそれをしないのであれば、平成20年度でぜひとも実現していただきたい。そうしませんと、再生会議として環境評価委員会に相すまないと思います。

大西会長　次に大野さん。大野さんは、今回からは立場を変えて、漁組の組合長として御参加ですから、皆さん間違えないように。漁業協同組合の方も加わったということであります。

大野委員　8ページです。私は海老川流域にいるものですから、海老川について。自然な水環境系の再生ということで、このことについて遊水池の計画があるわけですが、それとの関係はどうなっているのか。

それから、私は海老川の水はかなり溶存酸素が少ないという見方をしています。なぜかということ、縦に深く横に狭い。そういうところに流量の減少というのは、本来ならばもっと

と川を浅くしたほうがいいと私はと思いますが、その辺の考えはどうなのか。

それから、10 ページ、産業排水対策。皆さんの御記憶にあると思いますが、ある造船所からPCBが流出しました。それから製鉄所からシアンが流出しました。いろいろ指導とか監視をやっておられますが、これの顛末といえますか、どのように発見し、どのような対策をして、将来どのように考えているか。また、こういうことがあるのではないかと、そういう心配があります。

大西会長　それでは、今の3人の方に対して、まとめてお願いします。

水質保全課　合併浄化槽の関係をまずお答えいたします。

かなり狭いところで合併浄化槽の設置ができない場合、道路の下とか、個別ではなくて合同でというお話がございましたが、建築基準法等の扱いについては、いま私のほうでお答えすることはできませんが、今、浄化槽は合併浄化槽しかつくれませんので、新設の場合はどんなに狭くても合併浄化槽の設置が必要になる。問題は、多分、単独浄化槽から合併浄化槽への転換だと思えます。なかなか補助制度の活用がされていないというのも、多分、合併はスペース的にちょっと大きいですから、それが入れられないというのが現状だと思っています。その辺をどう解決するかというのが、これから市町村とこの補助制度をどう推進するか課題だと思っています。

もう1点、大野様からのPCBとシアンの流出の顛末についてということです。PCBについては、廃棄物処理施設の事業場から漏れたのではないかとということで、私どもと産業廃棄物の担当が立入検査をしています。雨水側溝を経由して流れたと言われていたのですが、最終的には検出はされなかったという結論が出ています。シアンにつきましては、これは千葉市の事業場でしたが、今、施設は改善しまして、経過をずっと市と県で確認をしているということで、現状ではシアンは流出はございません。

自然保護課　自然環境調査についてですが、評価委員会の意見として、基本的には5年ごとに実施するのが望ましいという意見を伺っておりますが、自然環境調査全体について、基本的に評価委員会の意見を踏まえながら実施してまいりたいと思っておりますし、19年度はここに掲げた事業を実施いたします。その他の事業については、20年度以降、この事業計画の期間内に必ず実施するという事で予定しておりますので、御理解いただきたいと思えます。

河川環境課　海老川の調節池との関連ということで質問が出たのですが、海老川の調節池は雨が降ったときに河川に流れる水を一部溜めるといった性質のもので、今ここで言っている雨水浸透施設というのは、今、屋根とか道路とか地下に浸透する水が減っているということで、それを復活させるために浸透柵を各個人のお宅につけてもらって、通常のときの流量を復活させようというものです。

それからもう一つ、国分川の多自然川づくりのところでは外環との関係はということですが、これは春木川との分派点より上流なので、外環との関係はありません。

大西会長　ここで、堂本知事さんが予定がおりということで退席されます。

きょうは御出席いただきましてありがとうございました。

堂本知事　どうも皆様ありがとうございました。またチャンスを見て出させていただきますと思います。これからもよろしくお願いたします。

(堂本知事 退席)

大西会長 このまとめ方ですが、冒頭にも申し上げたように、これは、重要事項についての報告を受けて、それに対して意見をまとめるということで、皆さんの御質問と答弁というやり方ですが、その結果、再生会議として意見を言うべきかどうか、そういうことをまとめなければいけないのですね。だから、質問して答えがあって、納得しちゃうわけです。さっき皆さんに、次回やるところを事前に文書で意見を県のほうに出して、その回答をまとめて少し効率的に進めないと言ったと時間が間に合わないと言いましたので、そうしていただくのですが、きょう既に1節から4節までやりましたが、ここについて、事業の全貌がわからないので、ここをこう直せと言文を直すことにどれだけ意味があるのかわからないので、むしろこういうことに注意してやるべきという表現になるのかなと思います。全体の意見として主張すべきだ、取り上げるべきだということがあったら、1～4節について特に質問された方を中心に出していただきたいと思えます。それは県に出すのですが、1～4節のところは、重ねて質問というよりは、質問して答弁を聞いて、自分の再生会議のまとめ方への提案だと受け取りますので、そういう格好で区別してまとめていただきたいと思えます。

それでよろしいでしょうか。

そこで、1～4節を打ち切って、次もまた文書で出していただいて続くということにして、もう時間がないのですが、第5節がいろいろ議論になったところですので、ここに入って、この途中できょうの会議はやめたいと思えます。早く終われば5節までということになります。なるべく今期は時間に遅れないで、8時半に終わるようにしたいと思います。そうは言いながら最初から遅れることにはなりますが、最大で15分、45分には必ず終わるという目標で、したがって議論の途中で打ち切らせてもらいますが、少し意見を出していただいて、そうすると文書で出す際も出しやすいかなと思いますので、5節の途中までやるということにさせていただきます。

5節というのは、塩浜護岸の改修事業で別途少し詳しく説明していただいたところで、資料2では、「海と陸との連続性・護岸」、13ページ、14ページです。ここについて、それでは御発言をお願いします。

遠藤委員 時間のないところを大変恐縮ですが、第5節の検討に入るに先立ちまして、市川海岸塩浜地区の護岸検討委員会の委員長コメントがございますので、それを述べさせていただきます。

今年度の護岸検討委員会では、工事の実施やモニタリング調査結果を踏まえて、基本断面や平面計画、断面バリエーションを論議し、これらの検討結果をもとに本日報告しました平成19年度の実施計画案でございます。

この間、委員会におきましては、背後地のまちづくりや自然環境の学習の場など、関連する事業との調整が早急に必要であるといった意見、あるいは塩浜地区の自然再生に向けた将来的な陸域あるいは海域の全体像といった問題、あるいはどういった生態系を残すのかといった再生の目標、そういったものについて再生会議で検討していただきたいという意見が出ております。

また、さらに、護岸工事の進捗には、関係の機関が複数関係しておりますので、これについても密な連携を欠かすことができないということで、意見が強く出されております。

以上が委員長コメントでございます。

大西会長 どうもありがとうございました。

では、市川市、関連するかと思います。お願いします。

市川市 市川市の行徳臨海対策課の課長の東條と申します。当方のまちづくりの部長が所用のため、代理で出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほど委員から護岸の整備と後背地のまちづくりなど調整が必要だというお話がございましたので、塩浜地区のまちづくりの取組について少しお話しさせていただきたいと思ひます。

市川市では、これまで先行的にまちづくりを進める地区の地権者と、まちづくりを進めるための組織づくり、事業手法、基盤整備などについて勉強会を開いてまいりました。これにより、地権者にまちづくりに関する理解をお願いしているところでございます。市としましても、県の護岸整備と連携して、平成 17 年 8 月に策定したまちづくりの指針がございまして、「塩浜地区まちづくり基本計画」といいますが、これに沿ったまちづくりが進められるよう地権者と合意形成を進めているところでございまして、今年度内にはその合意形成ができますよう努力しているところでございます。

今後の取組ですが、まちづくりを進めるためにどうしても必要になります都市計画法関連の手続きについて協議を行いまして、地権者と協働で事業計画を立案しまして、また民間からの事業提案を募集するための募集要綱などを作成していく予定でございまして。このことから、これらの手続きを経まして、平成 20 年ぐらいには具体の事業計画を確定し、平成 21 年ごろには基盤整備工事に着手するというようなことを目標に置いております。したがいまして、市といたしましても、地元地権者、千葉県とはこれまで以上に連携を密にして、塩浜まちづくりとか自然環境学習の場などと護岸整備が効果的に効率よく進行しますように、今後とも十分に調整・協議してまいりたいと考えております。

大西会長 それでは、ほかの方、何人かの方から御意見をいただきたいと思ひます。

倉阪委員 護岸改修事業については、勉強会を先週やりまして、そこで出てきた話を御紹介したいのですが。

いま配られた資料 2 - 3 の中では、特に第 2 工区の扱いについて。例えば 18 ページ、「実施計画（案）参考資料」というところで平面図が書いてありますが、これの左側のピンクの四角ですが、ここの位置がもう少し右側に寄ることができないか。市川市所有地のところ、これは塩浜 2 丁目の今かなり広く空いている駅前から線路沿いに広がっている土地ですが、この先のところで自然環境学習施設をつくらうと。これは市川市のまちづくりにも入っている件ですが、その土地の確保の状況によっては二度手間の工事が行われることになるかもしれない。ですから、海への開口部をできる限り幅広く取れるように地権者のほうと調整していただき、それを踏まえて、この 60m というところを、もう少し 80 とか 100 とか広く取る余地がないかという議論をし、その関係で市川市から今年度中にそういう大まかな調整ができそうだという話を受け、ここの第 2 工区の発注は 5 月ということなので、ここのタイムスケジュールから考えて、60m をもう少し柔軟に構えて、調整の結果を受けてこのところを考えようと、こういった確認が私は取れたかなと思っております。それでももしよろしければ、事業計画の本文には書いてないのでいいのかとは思ひますが、この点をもう一度確認を短くでもしていただければ安心になるかなと思ひます。

清野委員 倉阪先生からいま話がありましたので、市川市からもきょうお話をいただきましたので、護岸検討委員会で合意形成上厳しいところも少しくリアされたかと思えます。

この護岸検討委員会での議論で、端的に言いますと、多数決を取ってこの工法を決めてしまったということに関して、勉強会でも随分問題になりました。全体的には、委員会としての結果は、先ほど遠藤先生からお話があったようなことですが、今後の合意形成のあり方として、もうちょっと県のほうで丁寧やって、再生会議のほうに出す時点で合意のレベルが上がっているようにしていただきたいというのがあります。

今後、円卓会議に連なる委員会のスタイルに関しても、今回の例を参考に、どういうふうな合意レベルで決議とするのかも検討していただきたいと思えます。

ちなみに、いま倉阪先生からお話がありました2工区に関しては、私は個人的に賛同しておりません。ただ、全体としては2工区をやるということで合意したということで報告がありましたけれども、その理由としては、2工区に着手するということは、手戻りも含めて大変危険です。ですから、それは市のほうでも、背後地の合意形成がきちんとできて、この計画が決まってからここに着手するということをお勧めしたいと思えます。ですから、これは意見ですが、かなり背後地の計画が決まらないままこれだけ大きい事業を投入するということですので、県と市と、それからまちづくりの方と、そういう意味での御覚悟を持って進んでいただきたいと思えます。

宮脇委員 この検討委員会に私は参加していないので、どういう場で申し上げるのがいいのかわからないのですが、資料2-3のカラーのコピーを見ますと、6ページに、各委員が改善提案されている、海岸線のきれいなものが構想されているということですが、例えば6ページの右下のように、石の間に緑化された海岸線のようなものとか、こういうものが期待されるのですが、この計画の1ページ目を見ると、実験的につくられたところが、石の色はちょっと気になったのですが、例えば6ページにあるような茶系の石が緑の中あるいは水辺のところと接しているようなもの、もしも景観の側面からこういうほうが望ましいのではないかと思った場合に、順応的管理でモニタリングしてよりよい工夫をするという仕組みにこれはなっているのですが、現在モデル的に実験的につくったところは将来もう一回改修できるのか。試行錯誤があっただんだんよくなっていくものだと思うのですね、モニタリングというのは。そのときに、最初のモニタリング結果ですっと海岸線を900mやるのか、ある結論が出てきたときにもう一回全体を統一的にそこに投資できるのか、その辺をどのように考えているのかちょっと気になりましたので。

後藤委員 2点だけ簡単に言います。

この間、完成した護岸を見に行っただけですが、長靴をはいて降りていって、水にぬれていないところはいいのですが、ぬれてアオノリがついたところは滑ります。僕もズルッと滑ったのですが。海と陸の連続が目標ですし、人が触れ合える場所をつくっていかうことですので。今はモニタリングは下にあった付着生物が戻るかどうかということをやっていますが、重要なのは、どういった海と陸の連続。さっき委員長のコメントがありました。やはりこういうものを復活させるのだということ、それからどういう海と陸の連続で人が触れやすくするのかということ、これをきちっと議論しないと、このままの護岸だと非常に厳しい状況です。滑りますし、おそらく人の立入禁止になるようなものなので、ぜひ市川市も県も地権者の方も、「ああ、つくってよかった」ということでそれぞれが少

しずつ合意形成していただいて、いいものにしてほしいなというのが望みです。

14 ページの自然再生のほうに入りますが、湿地再生事業というのがありますが、これは特に市川塩浜護岸の改修に伴うものだけ書いてあるのですが、実はもともとの事業計画の中では、自然再生、湿地再生に向けた調査の実施ということで、もう少し広い、浦安ではどうするのか、ほかのところでは湿地再生ができるところはないだろうかという議論も含めておそらく前段は書かれていると思いますので、ぜひ市川塩浜という限定だけでなく、そういう湿地再生ができる場所はぜひ議論して行って、こういう場所ならできるんじゃないの、こういう場所であれば生き物は残るよと、含めて検討していただければと思います。

竹川委員 16 ページです。いろいろ意見があったということそのままとこの表の中で出されているのですが、きょうは護岸の佐野さんがお休みなので、私と佐野さんの意見を申しますと、22 年度完工ということ前提にしてしまっていて、若干の 60m を置いたにしても、これを逆算して両方からやらないと完成しないという発想は、順応的管理というのは本当に形骸化してしまうのではないかと。ここで、 の表がありますが、「工事 1 年休止」という案があります。私どもは、工事を 1 年休止しろということ声を高に言った覚えはないのです。少なくとも、モニタリングを見つめながら順応的な管理をする。そういった意味で、ここで一遍に 1 区、2 区の工事を決めてしまうというのに問題があるのだという趣旨で申し上げたということです。

特に私のほうとしては、基本断面について、もう少し順応的な考え方ができないものか。特に勉強会で、この間、若月さんと呼んで、海岸関係の粗朶の利用のことについても、またマツの杭を打つということについてもいろいろ勉強したのですが、そういうものをどこかで実験していただきたい。最初からだめなのだとということではなくて。それについて、勉強会の中では、次年度の中で具体的に考えているからというお話もあったのですが、それが今回はどこにも出ていない。そういう小規模な実験をどこかでやっていただきたいということもこの順応的管理の問題と同時に提案していたということ、報告に付け加えさせていただきたい。

大西会長 では、県のほうで、今出た意見について、要領よく答弁をお願いします。

河川環境課 まず、18 ページの平面図で 2 工区のほうの 60m というのですが、この 60m はまだ事務局のほうで提案しただけで、地権者の方にも相談していませんので、今後、そういう意見を踏まえて、どのくらいの移動ができるのか、今後相談させていただきます。現在、60m の決定ではございません。ですから、今後も数字は変わる可能性が十分ございます。

もう一つ、先ほどの説明書に、当面 19 年度は捨石部分だけということで完成形をやりませんので、それについての議論はまだ少し余裕があると思います。

それと、25 ページを見ていただきたいのですが、先ほど簡単に説明を終わらせてしまったのですが、「その 5」、黄色の部分がございまして。これは 1 工区で、左の備考のところ「捨石、海域 110m」ということで、準備工として 2 月から書いてございまして。ここはどういうことかといいますと、来年の 4 月末、現地着手ですが、その前に発注しないといけません。契約しないといけませんので、その作業を 2 月からやっていきたいというのがこのスケジュールですので、勝手なお願いですが、次回に回さずに、できますれば 1 工区

だけについては御意見をいただきたいと思っております。

大西会長 会場から第5節について御意見があればお願いしたいと思います。
よろしいでしょうか。

では、これについては特に御意見がないということで。ありがとうございました。

吉田副会長 環境学習施設等検討委員会の委員長をしているものですから。

カラーの判で言えば、9ページに、「護岸の平面デザイン(検討中)」ということで、いろいろ島とか自然観察栈橋とか書いてあるわけですが、このあたりについて、一度、環境学習施設等検討委員会とも話す機会が欲しいなと思っております。ただ、環境学習施設等検討委員会のほうは、昨年3月の終わりにスタートしたばかりで、今年度中は、環境学習施設そのもの、ハードの部分ではなくて、そのあり方とか、人材育成のあり方とか、プログラムのあり方とか、そういったことを今まとめにかかっている段階でございます。3月の終わりに会議を開いて何とかそこらでまとめられると思いますので、再生会議のほうにも、それ以降の再生会議に御報告できると思います。市川市や関係市はオブザーバーで環境学習施設等検討委員会にも入っていらっしゃいますから、そこで8ページのような部分のお話は伺えると思いますが、9ページのような部分については、4月以降で結構ですから、河川計画課、河川環境課とそういった意見交換ができる機会が持てればと思います。

大西会長 護岸については、護岸の検討委員会があって、そこで議論されている。位置づけは、繰り返すまでもありませんが、これはこれで独立した知事の諮問委員会として存在していて、護岸についての意見をまとめて県に答申するといえますか助言するというところで、我々とは組織的には切れておりますが、メンバーがかなり重複しているとか、同じようなテーマを議論しているので、密接な関係を持っております。当然、護岸の中で専門的に時間をかけて議論していただいておりますので、そこでの議論を我々は尊重しなければいけないと思いますが、ただ、少し性格の違う点がある。それは、再生会議のほうは、基本計画にもありますが、護岸を切り離して考えていないで、海と陸との自然な連続性を取り戻すという観点からこの護岸の問題も取り上げているということでもあります。特にその意味では、陸側における自然再生といいますが、きょうの用語で言えば「自然環境観察の場」という名前のところが、いわば陸側について海と陸との連続性を体現するような場所をつくらうということにつながっていくわけで、それらを総合的に実現したいというのが再生会議の立場で、少し幅を広く考えているというところが、いま私が聞いている範囲では護岸の検討委員会と少しスタンスが違うところではないかと思えます。その意味では、自然環境学習の場の実現が護岸の工事によって何らかの影響が出てしまうということは避けなければいけないというのが、再生会議の立場から言えることではないかと思えます。したがって、きょう市川市から説明がありましたが、こうやって環境学習の場がはっきりここだというふうに示されているのですが、そうではないのではないかとこの疑問も委員の中から出ていますので、この辺がある程度確定しないと、1工区、2工区とやっていくと、結果としてはそこにつくるのが実は一番よかったということになると、手戻りが生ずることになりかねない。その辺を心配しているということでもあります。そこは整理していただいて、我々は、その点については安心して、自然環境学習の場はこの護岸の工事に悪く影響されずに今後議論ができるのだということにさせていただきたいと思えます。

その意味では、事務局から提案があった工事の関係で、1工区について準備をさせても

らえないかという意見がありました。これについては、今の文脈からすると準備をしてよろしいのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

2工区については、今のような点を3月の段階で少しはつきりさせて、2工区も、2工区というものがある程度想定できる、つまり自然環境学習の場が2工区とバッティングしないということを整理できるという見通しのもとで準備されるということであれば、それは県の判断であり得ると思いますが、再生会議としてはその点を心配しているということをお聞きしたいと思っております。

きょうは時間になりましたので、そこで打ち切りまして、次回、第5節の残りから継続して議論することにさせていただきます。

繰り返しますが、5節以降、意見をまとめて文書で事前に県に出していただきたい。それから1節から4節、それから5節も含んでいいと思いますが、こういうふうに再生会議としての意見をまとめるべきだということについても、私のほうに事務局経由で出していただきたいと思っております。

(2)の議題は、そういうことで、継続ということにさせていただきます。

(3)平成19年度三番瀬再生会議の開催日程(案)について

(4)報告事項について

・三番瀬フェスタの開催について

大西会長　それでは、議題(3)と(4)を事務局から。

三番瀬再生推進室　報告事項は、三番瀬フェスタの開催のみ報告させていただきます。

三番瀬再生推進室　資料4-2を御覧ください。

「三番瀬フェスタ 2006 Part 2の実績及び三番瀬展の開催について」ですが、三番瀬をより多くの人に知っていただくということで、「三番瀬フェスタ 2006」を開催しています。

まず「三番瀬フェスタ 2006 Part 2」についてですが、去年の平成18年10月28日に船橋市の中央公民館で行いました。「私にとっての三番瀬」をテーマに、地元の方々などに御参加いただいて、三番瀬についての思いなど活発な話し合いが行われました。

次に三番瀬フェスタ「三番瀬 SANBANZE 展」の開催についてですが、これは今まさにやっております。お手元の青いチラシを御覧いただきたいのですが、船橋駅から徒歩7分の船橋市民ギャラリーというところでやっています。内容については、チラシの裏面を御覧いただきたいのですが、三番瀬の生き物や風景などの写真や三番瀬を紹介するパネルなどが展示してあります。また、会場では実行委員会の手づくりのパンフレット　お手元にこの小さい物をお配りしてあると思っておりますが、こういったものも配布してございます。今週の日曜日、2月4日まで開催しておりますので、御都合のつく方はぜひお立ち寄りいただきたいと思っております。

大西会長　ありがとうございました。

では、日程を。資料3を含めてお願いします。

三番瀬再生推進室　「次第」の最後、資料3を御覧ください、平成19年度の再生会議の開催日程でございます。

これは私どもが考えている再生会議の最低限の回数ですが、まず5月から6月にかけて18年度事業の実施結果等について報告し、審議をいただきたいと思います。なお、この5月の再生会議におきましては、第2期目ということで現地視察会も検討していきたいと思っております。また、夏、8月から9月につきましては、20年度事業の方向性について御審議いただきたい。さらに11月から12月にかけては、20年度実施計画案について御審議いただくという日程を考えております。なお、当然、下にございますが、上記以外にも必要があれば再生会議を開催していくということで提案させていただいております。よろしく願いいたします。

細川委員 ただいまの日程に関して、評価委員会の立場から、先ほどの竹川さんの発言に関連して一言。

平成20年度にどんな自然環境調査をするのか、県のほうもしっかり考えてほしいという竹川さんの御心配がありましたので、もし再生会議から評価委員会のほうに自然環境調査の20年度の実施についての優先順位を検討しろという御下命があれば、評価委員会のほうで再度検討するということで、20年度への反映ということは、その部分で竹川さんの御心配は一定カバーできるのかなと思っております。

あわせて、同じく自然環境調査事業で、清野さんから、専門家として県と相談しましょうという提案も先ほどあったところですが、この相談に乗ってもいいよという委員、専門家もいるということで、副委員長の蓮尾さんと今ゴショゴショと話をしたのですが、清野さんが専門家として県と相談する日付とか場所を教えていただいて、専門家の皆さんと一緒にお話を聞きましょうという人がそこに集まるということも、これはかなりイレギュラーですが、これは評価委員会でも再生会議でも何でもなくてボランティアの人が行ってお話を聞くというベースになると思っておりますが、そんな格好で御案内いただければと思います。

大西会長 一応形式的に言うと、再生会議が評価委員会にお願いするというか指示して評価委員会は動くことになっているので、形式を踏まえると、ここで何らかこういうことをお願いしますということを決めないといけないということになっていますので、その辺、次の会議のときに、評価委員会に来年度はどういうことを議論していただくかということを経験にして決めたいと思います。

来年度の会議のやり方については、御意見があれば、次回伺いますので、県の考えをきょうは示してもらいました。3回ぐらい年間でやろうと。第1期に比べると回数が減ります。それはちょっと役割が変わってきているということに関連してであります。

それでは、次回についてお願いします。

三番瀬再生推進室 次回の再生会議ですが、私どもの日程と会場を申し上げますと、3月20日（火曜日）であれば会場も確保できるということが確認できました。浦安市民プラザ Wave101 はこの日は空いているということです。会場については、ほかの日であれば改めて検討させていただく必要があると思います。

大西会長 3月20日という線ですが、あまり集まりが悪いと成立しませんので、出席できそうだという方は挙手をお願いできますか。

（ 出席可能者 挙手 ）

三番瀬再生推進室 18名の委員に挙手いただいたと思っております。

大西会長 一応成立するという事ですね。

では、一応予定していただくということにさせていただきます。

三番瀬再生推進室　あと、事務局から、きょう会長からございました実施計画に対する意見につきまして……。

大西会長　2週間ぐらいということで、2月15日ぐらいを目途に意見を出していただきたいと思います。この週末までやりたいということであれば、日曜日が18日ですね。このくらいでいいですかね。2月18日(日曜日)の夜を期限に出していただく。メールでもファックスでも、事務局に届けばよろしいと思います。

三番瀬再生推進室　特に事務局のほうで様式を決めるとかはよろしいですか。

大西会長　質問ですからいいと思いますが。もしそういうことをやりたいならば……。

三番瀬再生推進室　それでは、簡単な様式、枠だけ決めて、各委員の皆様にもメール等でお渡しして、ある方は事務局にそれを返していただくということにさせていただきます。

大西会長　整理がしやすいということだと思いますので、よろしく御協力をお願いします。

3. 閉　　会

大西会長　きょうは予定が多少狂ってしまって、慌しくなっていました。大変不手際で申しわけありませんでした。これで終了いたします。皆さん、御苦労さまでした。

以上